

| | |
|---------|---------------------------|
| 氏名(本籍) | わたなべ れいじろう 渡部 玲二郎(福島県) |
| 学位の種類 | 博士(心理学) |
| 学位記番号 | 博乙第1596号 |
| 学位授与年月日 | 平成12年3月24日 |
| 学位授与の要件 | 学位規則第4条第2項該当 |
| 審査研究科 | 心理学研究科 |
| 学位論文題目 | 児童の対人交渉方略と外的・内的適応に関する研究 |
| 主査 | 筑波大学教授 教育学博士 杉原一昭 |
| 副査 | 筑波大学教授 教育学博士 新井邦二郎 |
| 副査 | 筑波大学助教授 文学博士 松井豊 |
| 副査 | 筑波大学助教授 博士(心理学) 庄司一子 |

論文の内容の要旨

昨今、学校教育の中で、登校拒否、いじめ、非行、思春期や青年期のさまざまな神経症的障害といった問題が少なからず発生している。このような問題が発生する原因として「人間関係に関する障害」が挙げられる場合が多い(e.g., 長根, 1991; 嶋田・岡安・坂野, 1992)。では、子どもたちが良い対人関係を築くために教師や教育臨床家はどのような援助を行っていけばよいのであろうか。こうした問題に対する心理学的なアプローチは今後ますます重要になると考えられる。本研究では、教師や教育臨床家の子どもの対人関係に対する援助の問題について心理的にアプローチし、そこから援助方法に関する有益な知見を導き出すことが目的である。具体的には、以下の3点について検討を行った。

1. Selmanら(Selman, Beardslee, Schultz & Krupa, 1986)のINS(Interpersonal Negotiation Strategies: INS)モデルは、社会的不適応児への臨床的な介入の際に有効なモデルになると考えられるが、社会的行動はその国の文化や習慣と密接に結びついたものであり、そこには文化差の問題が存在するため(e.g., 箕浦, 1990)、INSモデルが日本の児童にも適用可能であるかどうかを確認する(研究1~3)。
2. 教師や教育臨床家が社会的不適応児に対して臨床的な介入を行う際には、まず第1にその子どもが本当に社会的不適応児かどうかを見極める必要がある。その際、対人葛藤場面の中でどのような社会的文脈における子どものINSに注目すればよいかについて明らかにする(研究4~6)。
3. 適応には、外的適応と内的適応という概念が存在する。これまで外的(社会的)適応に関しては、社会的スキルの研究を始め、さまざまな観点から研究がなされてきたが、内的適応に関してはまだ十分に研究が行われていない。そこで本研究では、外的(社会的)適応を「他者との円滑な対人関係」ととらえ、一方内的適応を「外的(社会的)適応とは独立の、対人関係における主観的な満足度」ととらえ、個人の外的適応と内的適応の関係や内的適応における個人差の問題を検討する。それによって、児童への臨床的介入の問題に関して、有益な示唆が得られると考えられる(研究7~9)。

本研究の結果、以下のことが明らかになった。

1. 小学生の児童を対象に質問紙法を用い、モデルの発達段階の妥当性、及びモデルの循環性、年齢、性、人気、他者との相互作用などの要因がINSモデルに及ぼす影響を検討した結果、INSモデルは日本の児童においても適用可能であることが示された。

2. 適応児と不適応児を対象に複数の社会的文脈で検討した結果、子どもの社会的適応性を判断する際には、「相手の要求が理不尽であるが、教室場面などのように一般に問題解決が必要とされるような対人葛藤場面で、しかも対人交渉の相手が自分よりも力が下」であるような社会的文脈下の子どものINSに注意すれば良い。
3. 大学生と同様、児童においても、対人欲求、自尊感情、自己受容、理想自己と現実自己とのズレなどの観点から考察すると、外的（社会的）適応に応じた内的適応の在り方が存在することが明らかになった。そのため、児童への臨床的な介入の際には、従来偏りがちであった外的（社会的）適応の側面ばかりでなく、内的適応の側面にも十分な配慮が必要であると思われる。

審 査 の 結 果 の 要 旨

本研究はアメリカで提唱されたINSモデルが大筋で日本の児童にも適用可能であること、児童の社会的適応性の判断には社会的文脈が重要な意味を持つこと、臨床的介入のときには外的（社会的）適応だけでなく内的適応にも配慮すべきことが明らかにされた。

データ分析に当たって分散のチェックや散布図を調べるべきであったことや性差についてもさらに検討すべきであるなど、若干の問題はあるが、適応内的・外的に分けて考察した、児童の対人関係障害への臨床的介入の基礎的研究として評価できる。

よって、著者は博士（心理学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。